

J R奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴う六地蔵駅の改良 及び仮設駅前広場・仮設駐輪場等の計画（案）について

J R奈良線六地蔵駅の改良等につきましては、平成25年8月13日に締結したJ R奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する基本協定書に基づき、西日本旅客鉄道株式会社をはじめ、関係機関等と協議を進めてまいりました。

この度、駅改良の概要並びに駅改良に先立ち施工をおこなう仮設駅前広場・仮設駐輪場等の計画（案）を取りまとめましたので下記のとおりご報告いたします。

記

◆計画（案）概要

- (1) 駅改良 . . . 《資料2》
エレベーター1基、上り・下りエスカレーター各1基 等
- (2) 仮設駅前広場・仮設駐輪場 . . . 《資料3》
・仮設駅前広場：仮設歩道、一般車両用乗降スペース、タクシー待機場 等
・仮設駐輪場：約140台分を設置

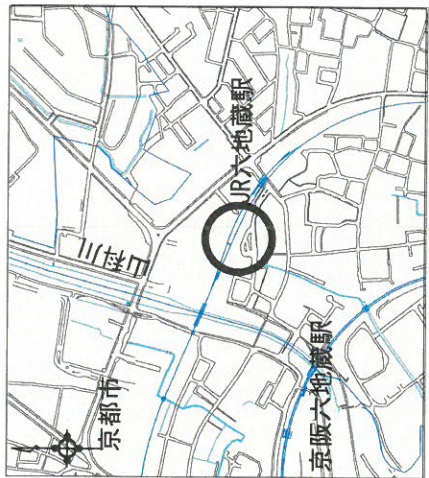
◆今後のスケジュール（案） . . . 《資料4》

◆添付資料

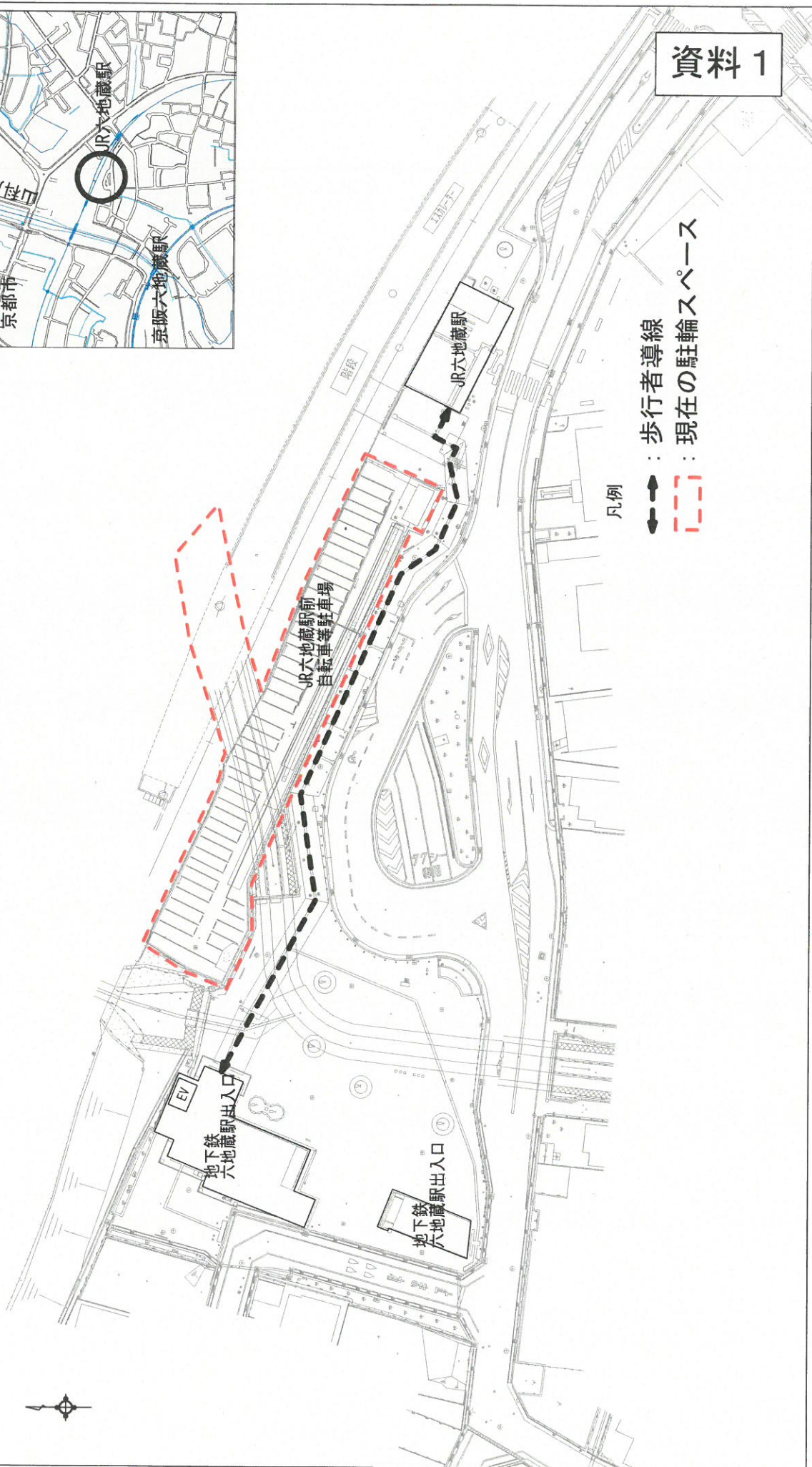
- 《資料1》 現況平面図
《資料2》 六地蔵駅改良計画（案） 概要図
《資料3》 仮設駅前広場・仮設駐輪場計画（案） 概要図
《資料4》 今後のスケジュール（案）
《資料5》 J R奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する基本協定書
《資料6》 JR奈良線六地蔵駅の改良に関する協定書

六地藏駅現況平面図

位置図



資料 1

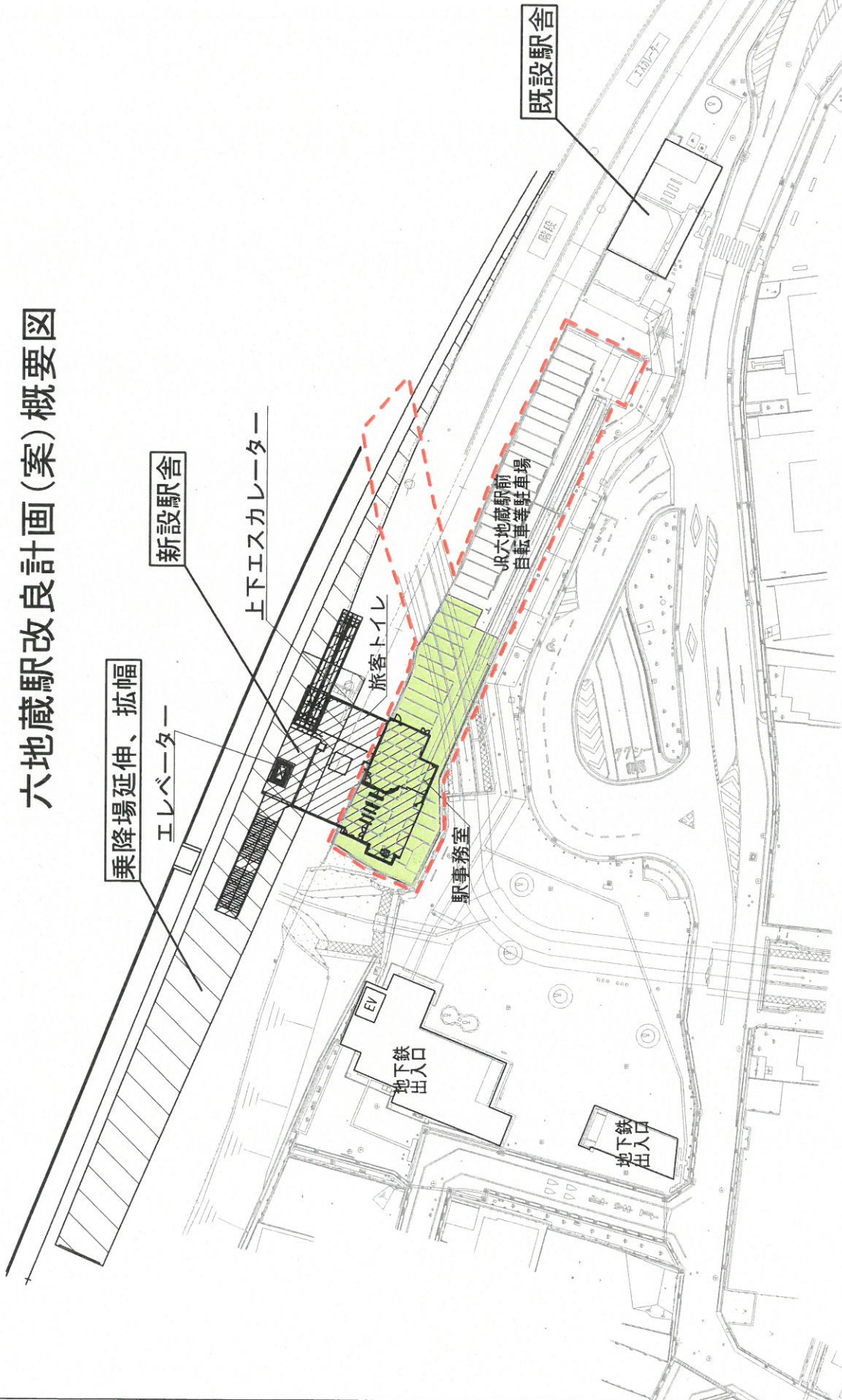


凡例

- 歩行者導線
- 現在の駐輪スペース

六地藏駅改良計画(案)概要図

資料 2

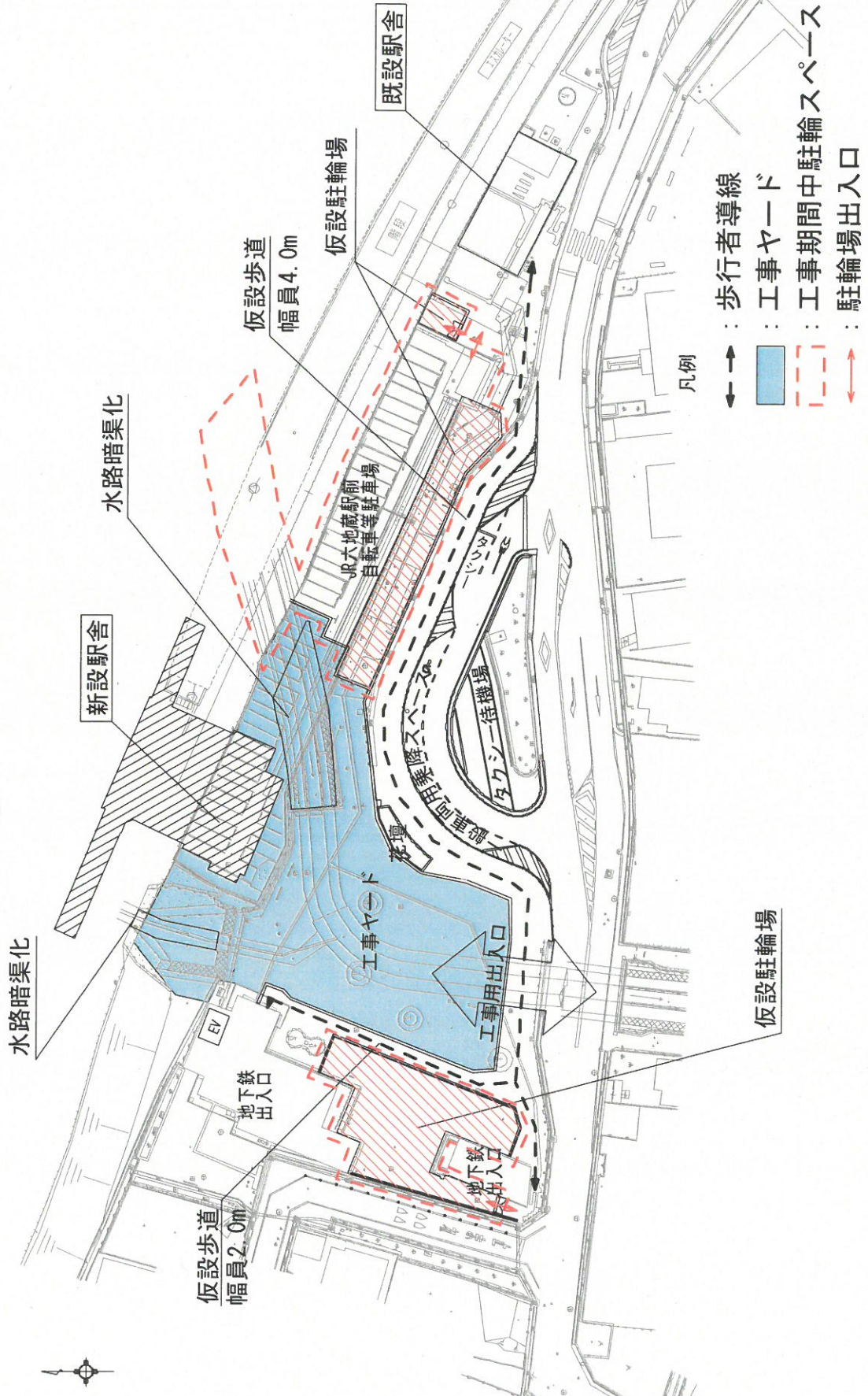


凡例

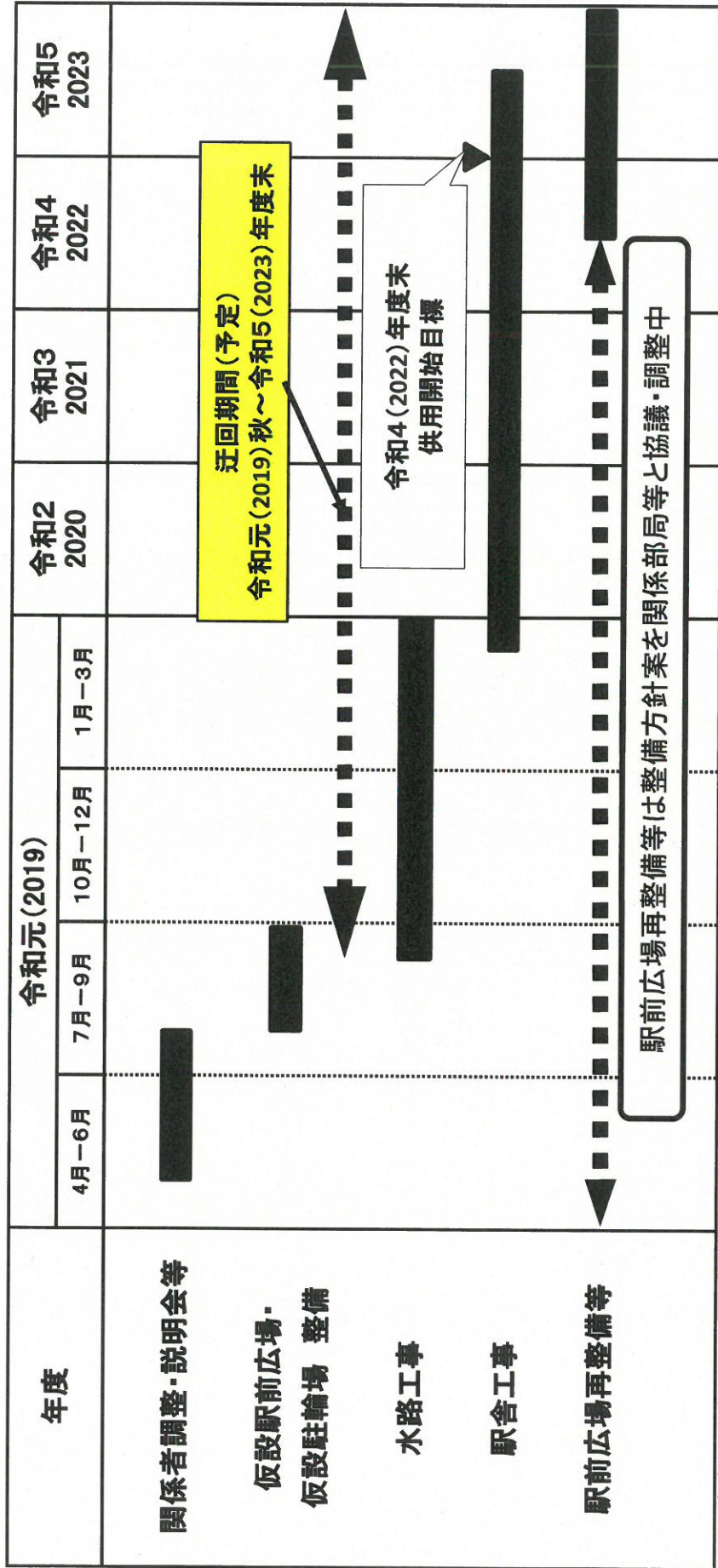
- : 工事に伴い駐輪が出来なくなる範囲
- : 現在の駐輪スペース

仮設駅前広場・仮設駐輪場計画(案)概要図

資料 3



今後のスケジュール(案)



* 現時点での整備計画予定(案)であり関係者協議等により変更有
 * 駅改良後の駅前広場再整備及び駐輪台数確保の計画等は調整中

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に関する基本協定書

京都府（以下「甲」という。）と京都市、宇治市、城陽市、木津川市、井手町及び宇治田原町（以下「乙」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）は、丙が行うJR奈良線の高速化・複線化第二期事業（以下「複線化等事業」という。）に関して、次のとおり基本協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ誠実にこの協定を履行しなければならない。

（複線化等事業の内容等）

第2条 複線化等事業の内容及び費用等については次のとおり予定する。

事業内容			事業費	費用の分担			
				甲	乙	丙	
複線化	JR藤森駅～宇治駅	9.9km	14.0km	369 億円	138 億円	138 億円	93 億円
	新田駅～城陽駅	2.1km					
	山城多賀駅～玉水駅	2.0km					
信号設備・変電所改良等		全区間					
一線スルー化等		棚倉駅					
留置線新設・乗継利便性・乗降設備保安度向上等		京都駅					
乗降設備保安度向上等		六地藏駅					
車両増備		1編成					

2 前項の甲及び乙が分担する費用について、甲及び乙は、丙に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（複線化等事業の実施）

第3条 複線化等事業は概ね10年間で整備することを予定する。なお、別途甲、乙及び丙で設計並びに工事の実施等に関する協定を締結するものとする。

2 前条第1項に掲げる六地藏駅の乗降設備保安度向上等に関しては、乙のうち宇治市が実施する六地藏駅駅舎改築等と併せて実施することとし、別途宇治市と丙は実施等に関する協定を締結するものとする。

3 甲、乙及び丙は、複線化等事業の推進及び法令上の手続きや地元調整等について、相互に協力して実施するものとする。

（複線化等事業に併せて予定する関連事業等）

第4条 甲及び乙は、前2条の複線化等事業に併せて、複線化等事業が円滑かつ早期に遂行され、事業効果や旅客利便性及び鉄道運転保安度向上等への貢献が期待される事業（以下「関連事業」という。）として、次のとおり実施することを予定し、丙は関連事業の実施に向けて協力するものとする。

関連事業の内容		
駅及び駅周辺の整備	桃山駅	バリアフリー化関連整備
	六地藏駅	駅舎改築、駅前広場等整備
	新田駅	駅舎新設、駅前広場等整備
	山城青谷駅	駅舎橋上化・自由通路整備、駅前広場等整備
	山城多賀駅	駅舎橋上化・自由通路整備（第2期）
	玉水駅	駅舎橋上化・自由通路整備、駅前広場等整備
踏切等の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・踏切の統廃合 ・踏切の立体交差化 ・複線化区間における生活道踏切の封鎖 	

- 2 前項の関連事業における駅前広場等整備等にあって丙用地が必要となる場合、丙は丙の鉄道事業に支障のない範囲で乙に用地を譲渡するものとする。
- 3 複線化等事業の推進に係る資金面に支障が生じる場合には、これを解消するため、甲は丙に対し、予算の範囲内において無利子貸付の支援を行うものとする。
- 4 丙は、「移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年3月31日国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）」における鉄道駅の移動等円滑化の目標の実現に向けて取り組むこととし、甲及び乙は基本構想の策定や補助、その他必要な協力、支援を行うものとする。

（事業効果の確保等）

- 第5条 丙は、複線化等事業において、安全安定輸送並びに利便性向上等の事業効果の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、複線化等事業の効果がより高く発揮されるよう、沿線開発等の促進を図るための施策及び駅へのアクセス改善等、鉄道利用促進に繋がる各種施策等を積極的に推進するものとする。
 - 3 甲、乙及び丙は、今後、JR奈良線の全線の複線化を目指し、協議の上、進めるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項、又は、この協定の条項について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

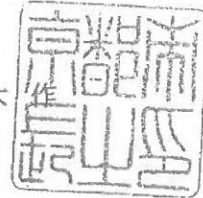
この協定の締結を証するため、本書8通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 8月13日

甲 京都府知事 山田 啓二



乙 京都市長 門川 大



宇治市長 山本 正



城陽市長 橋本 昭男



木津川市長 河井 規子



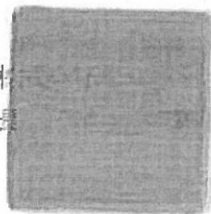
井手町長 汐見 明男



宇治田原町長 西谷 信夫



丙 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 鍋 精



J R奈良線六地蔵駅の改良に関する協定書

日本
政府

200

宇治市（以下、「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下、「乙」という。）とは、平成25年8月13日付けで締結したJR奈良線の高速化・複線化第二期事業（以下、「複線化等事業」という。）に関する基本協定書第3条第2項に基づき、六地蔵駅乗降設備保安度向上等及び六地蔵駅舎改築等事業に係る工事（以下、「工事」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（工事の位置、内容及び工程）

第1条 工事の位置、内容及び工程は、別紙1位置図、別紙2平面図、別紙3工程表のとおりとする。

（工事の施行区分）

第2条 工事の施行は次の区分とする。

乙施行（鉄道施設） 駅舎、乗降場、駅設備、付帯電気及び付帯設備、既設駅舎撤去及びそれらに係る設計

（工事の費用）

第3条 工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙4工事費概算額調書に示すとおり、総額概算1,400,000千円とする。

2 甲及び乙は、工事費の支出年度及びその概算額について、別途甲・乙協議して定めるものとする。

（工事費の支払）

第4条 甲は、前条に定める工事費を、別途乙が発行する支払請求書に基づき、乙に納入するものとし、支払方法、支払時期等については、別途甲・乙協議するものとする。

（公正性と透明性の確保）

第5条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行に当たり、相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、工事の促進を図るものとする。

（年度協定の締結）

第6条 甲及び乙は、各年度の工事の実施にあたっては、別途当該年度毎の工事施工に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障のないよう努めるものとする。

3 乙は、第1項の年度協定の締結に係る権限を大阪工事事務所京都工事所長に委任するものとする。

京都市
宇治市長

(設計変更等)

第7条 工事の設計を著しく変更しようとする場合、又は物価労賃の変動等により、工事費に著しい変更をきたす場合は、あらかじめその内容を確認し、甲・乙協議のうえ、処理するものとする。

(工事費の精算)

第8条 乙は、工事しゅん功後、速やかに甲の確認を得て精算するものとする。

2 乙は、各年度の工事費については、年度末において甲の確認を得て精算するものとする。

(財産の帰属及び保守管理)

第9条 工事しゅん功後の財産の帰属及び保守管理は、次のとおりとする。

鉄道施設 乙

(撤廃物等の処理)

第10条 工事の結果発生する撤廃物は、そのものにつき管理していた側に帰属するものとする。

2 工事の施行上購入し、又は設備した物件で、工事しゅん功後残存するものは、乙が処分を行い、工事費の負担割合により甲・乙それぞれに帰属するものとし、その価格は第8条の精算の際に処理するものとする。

(工事に伴う土地の処理)

第11条 甲は、乙と調整のうえ、工事しゅん功後速やかに土地の処理を行うものとする。

2 甲及び乙は、鉄道施設に必要となる甲の用地（別添用地処理図に赤色で示す部分）と乙の用地（別添用地処理図に黄色で示す部分）の交換を予定し、詳細については別途協議するものとする。

3 甲は、乙が工事の施行のため必要となる甲及び第三者の土地について、工事の工程に支障のないよう事前に確保するものとし、乙は、その土地を無償で使用できるものとする。

(移転変更等)

第12条 甲は、工事に関連して駅前広場を含む道路施設等の移転及び変更を行うときには、事前に乙に協議するものとする。

2 甲は、前項に示す移転及び変更にあたっては、乙の鉄道事業に支障のないよう行うものとする。

(占用物件等の処理)

第13条 工事の施行に支障する乙所有物件以外の道路占用物件等の処理については、甲が主体となり占用者と協議を行うものとし、乙はこれに協力する。



(行政上の手続き及び苦情の処理)

- 第14条 工事の施行のため必要となる行政上の手続きは、原則として甲が行うものとし、乙は、これに協力するものとする。
- 2 工事の施行に伴う第三者からの苦情等の処理については、乙の責めに帰する場合を除き、甲において処理するものとする。

(損害の負担)

- 第15条 六地蔵駅舎改築等事業の施行に伴う損害は、乙の責めに帰する場合を除き、甲が負担するものとする。

(その他)

- 第16条 前各条に定めのない事項、又はこの協定に疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議のうえ、処理するものとする。

以上、協定締結の証として、この協定書2通を作成し、甲・乙おのおの記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年8月14日

甲 宇治市
宇治市長

山本

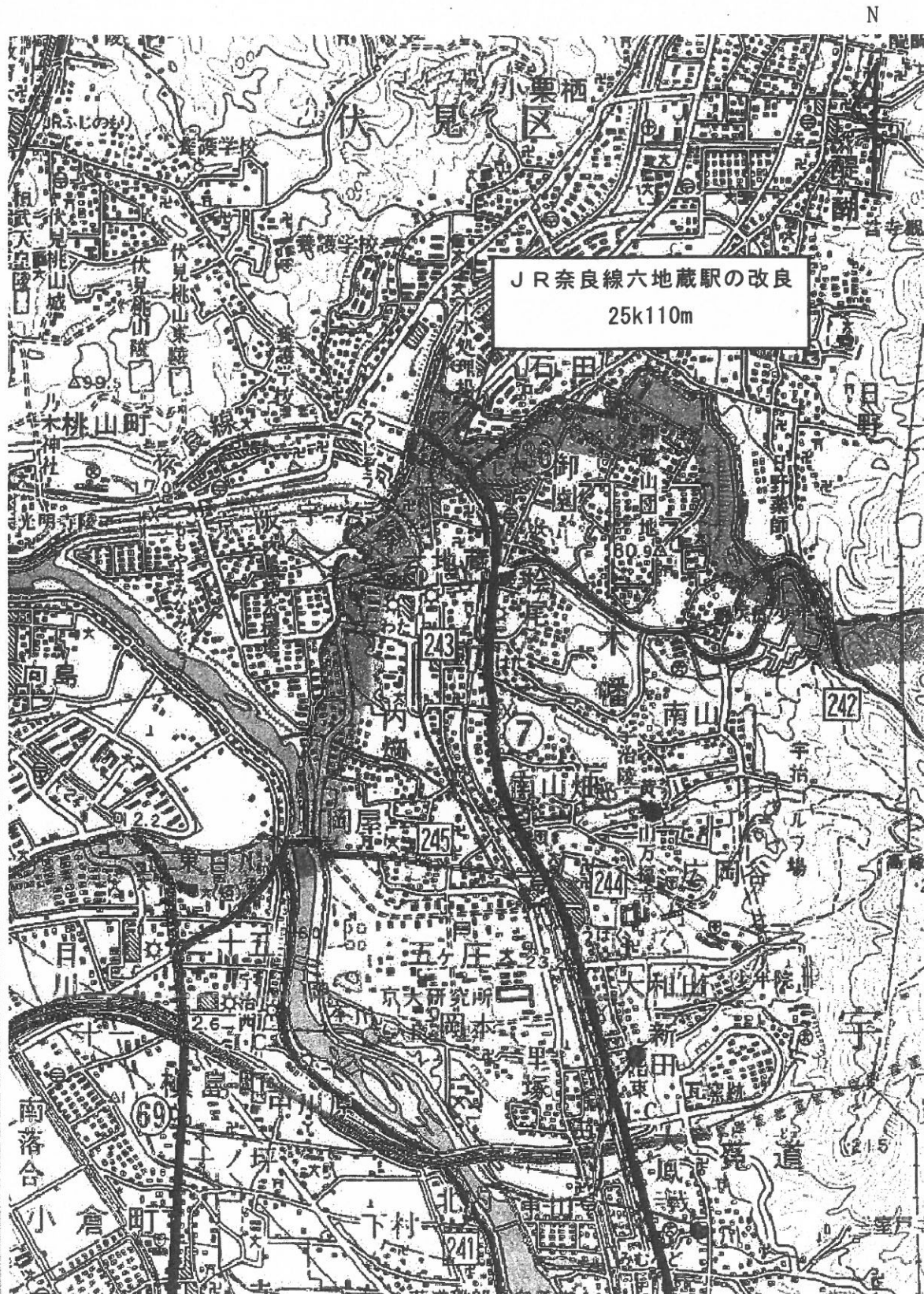


乙 西日本旅客鉄道株式会社
大阪工事事務所長

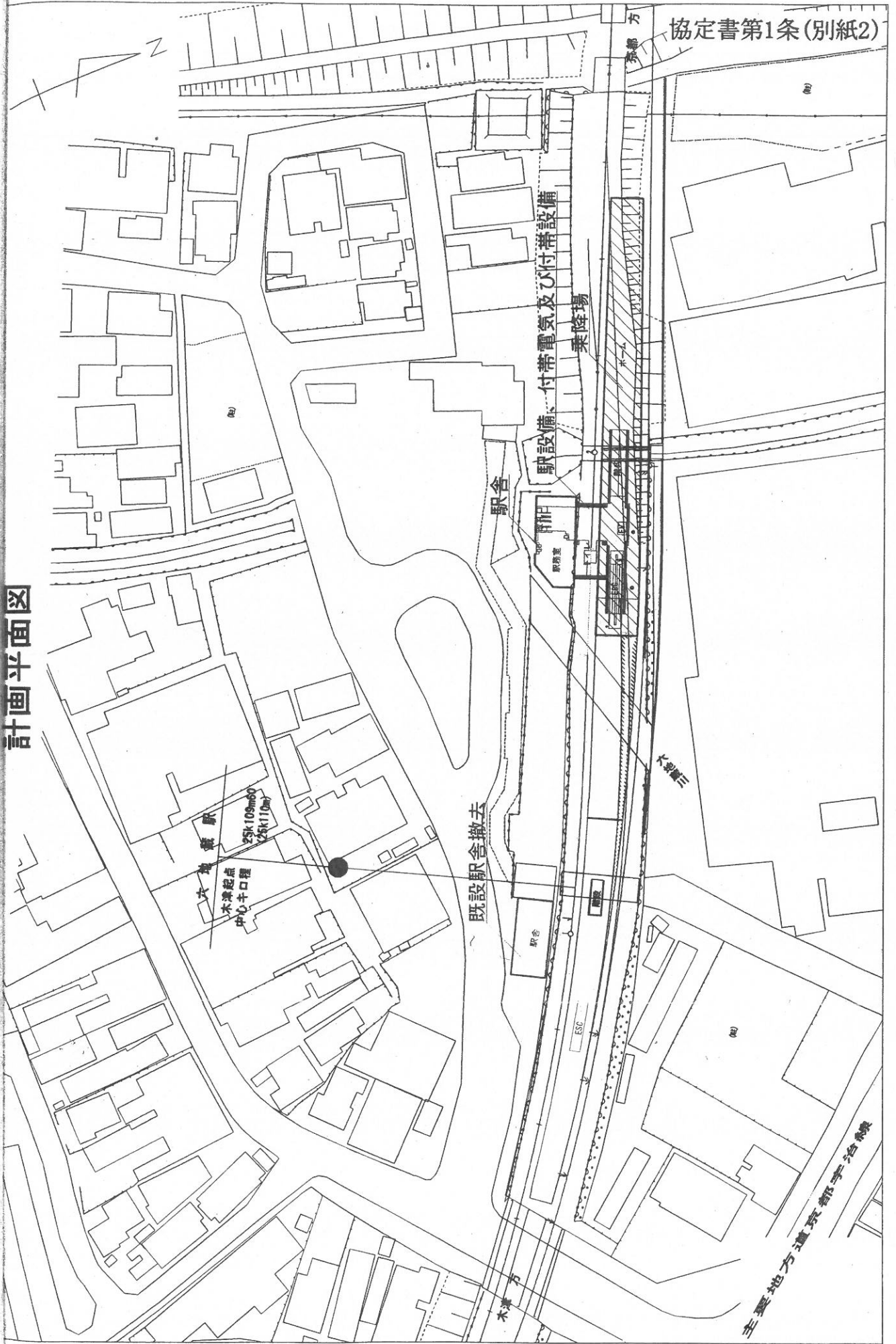
谷口 康一



位置図



計画平面図



工程表

件名：JR奈良線六地藏駅の改良

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
土木							
軌道							
建築							
機械							
電気							
工事付帯							

工事費概算額調書

社名：JR奈良線六地藏駅の改良

（単位：千円）

		負担区分		計
		甲負担	乙負担	
工 事	駅舎、既設駅舎撤去	246,000	-	246,000
	乗降場	-	214,000	214,000
	駅設備、付帯電気及び付帯設備	389,000	421,000	820,000
	小計	635,000	635,000	1,270,000
	工事付帯	31,667	31,667	63,334
	管理費	33,333	33,333	66,666
	工事費計	700,000	700,000	1,400,000

※表中の「乙負担」は、複線化等事業から充当する費用を示す。

